

|        |     |      |     |     |   |
|--------|-----|------|-----|-----|---|
| 決<br>裁 | 委員長 | 職務代理 | 委 員 | 委 員 | 6 杉選第 344 号<br>議事録案です。<br>訂正があれば、指摘をお願いします。<br>確定した内容は、区公式 HP へ掲載します。 |
|        |     |      |     |     |   |

| 令和 7 年第 25 回選挙管理委員会定例会会議録 |  |                           |     |   |                |  |  |  |  |
|---------------------------|--|---------------------------|-----|---|----------------|--|--|--|--|
| 開催日時                      | 午前 10 時 00 分から<br>令和 7 年 7 月 1 日 (火)   |                           |     |   | 午前 10 時 25 分まで |  |  |  |  |
| 出席者                       | 委 員  | 今井委員長、与島委員長職務代理、島田委員、小井委員 |     |   |                |  |  |  |  |
|                           | 事務局  | 石田局長、小川選挙法規担当係長、清水主査      |     |   |                |  |  |  |  |
| 開催場所                      | 選挙管理委員会室   |                           | 傍聴人 | 無 |                |  |  |  |  |
| 会議の結果<br>及び<br>主な発言       | 議 案 等  |                           |     |   | 結果             |  |  |  |  |
|                           | 議案<br>第 25 号   | ポスター掲示場設置場所の告示について        |     |   |                |  |  |  |  |
|                           | 議案<br>第 26 号   | 参議院議員選挙における違反文書図画の取扱いについて |     |   |                |  |  |  |  |
|                           | 報告事項<br>25 - 1   | 令和 7 年 8 月選挙管理委員会日程表      |     |   |                |  |  |  |  |
|                           | その他  |                           |     |   |                |  |  |  |  |
| 委員長                       | これから令和 7 年第 25 回の定例会を開催します。<br><br>＜ポスター掲示場設置場所の告示について＞  |                           |     |   |                |  |  |  |  |
| 委員長                       | 議案第 25 号について事務局から説明をお願いします。  |                           |     |   |                |  |  |  |  |
| 局長                        | ポスター掲示場設置場所の告示について説明します。議案第 25 号をご覧ください。公職選挙法第 144 条の 2 第 1 項の規定により、参議院議員選挙におけるポスター掲示場を設置したため、そのポスター掲示場の設置場所について告示するものです。告示文は別紙の告示第 10 号のとおりです。ポスター掲示場の設置場所及び設置数は都議選と同様です。都議選終了後に都議選用の板面を剥がし、参議院選挙用の板面の準備が整ったことを確認しました。ポスター掲示の区画数は 48 面ですが、啓発用の区画が 24 面ありますので、最大 72 名まで対応できます。説明は以上です。 |                           |     |   |                |  |  |  |  |
| 委員長                       | 何か質問、ご意見等はありますか。   |                           |     |   |                |  |  |  |  |
| 島田委員                      | 都議選では、第 67 投票区に設置するポスター掲示場の設置数を減らす旨の協議がありましたが、今回は必要ないのでしょうか。   |                           |     |   |                |  |  |  |  |
| 主査                        | 都議選の時に参議院議員選挙についても合わせて協議しています。   |                           |     |   |                |  |  |  |  |
| 委員長                       | 他に質問、ご意見等はありますか。無いようでしたら、決定でよろしいでしょうか。   |                           |     |   |                |  |  |  |  |
| 一同                        | 異議なし。  |                           |     |   |                |  |  |  |  |
|                           | ＜参議院議員選挙における違反文書図画の取扱いについて＞  |                           |     |   |                |  |  |  |  |
| 委員長                       | 議案第 26 号について事務局から説明をお願いします。  |                           |     |   |                |  |  |  |  |

|          |  |
|----------|--|
| 局長       | 参議院議員選挙における違反文書図画の取扱いについて説明します。議案第26号をご覧ください。都議選の時と同様に、選挙運動期間及び投票日当日における違反文書図画について、次のとおり取り扱います。対象となるポスターは、公選法の3つの規定、第201条の14該当ポスター、第147条該当ポスター、第201条の11該当ポスターということになります。取扱内容については、警察から違反ポスターの現場確認があった場合には、これに基づき撤去命令の手続きとなります。また、区民から連絡があった場合は、警察に現認を依頼し、これに基づき撤去命令の手続きとなります。投票日当日の管理権撤去については、投票所となる区施設、学校等の教育施設、町会から借りている上荻会館、マンションや民間施設のほか、投票所周辺に設置されている電柱等に選挙運動及び政治活動のために使用するポスター等の掲示がされた場合は、選管または施設管理者が撤去を迅速に行う対応を取ることとなります。また、事前に区長、教育長、投票所として借りている上荻会館の町長、マンションの管理組合の理事長等の施設管理者宛てに通知し、承諾を得るということになります。説明は以上です。 |
| 委員長      | 何か質問、ご意見等はありますか。   |
| 小井委員     | 都議選において、これに該当するものはありませんか。  |
| 選挙法規担当係長 | 撤去命令の手続きを行うものはありませんでした。  |
| 委員長      | 他区では、外国人に対するヘイトの張り紙がされるということがあったが、杉並区ではそのようなことはありませんでしたか。  |
| 局長       | 杉並区ではありませんでした。   |
| 委員長      | それは良かったです。他に質問、ご意見等はありますか。無いようでしたら、決定でよろしいでしょうか。   |
| 一同       | 異議なし。  |
|          | ＜令和7年8月選挙管理委員会日程表＞   |
| 委員長      | 報告事項25-1について事務局から説明をお願いします。  |
| 局長       | 報告25-1の資料をご覧ください。8月は例年通り定例会を1回開催予定で日程を組んでいます。日時は、20日午後4時からと考えています。説明は以上です。   |
| 委員長      | 8月の日程について説明がありましたが、皆様のご都合はいかがですか。報告事項25-1については了承でよろしいでしょうか。  |
| 一同       | 報告了承。  |
| 委員長      | その他、事務局から何かありますか。  |
| 局長       | 今後の予定について確認します。次回の第3回臨時会は、7月2日の水曜日午前10時開催です。<br>(議題書に沿って、今後の日程を確認)   |
| 委員長      | 質問はありますか。無いようでしたら、第25回の定例会を終了します。  |

|        |    |    |    |     |   |
|--------|----|----|----|-----|---|
| 回<br>議 | 局長 | 次長 | 主査 | 作成者 | 第25回定例会 令和7年7月1日                                |
|        |    |    |    |     | 会議録(案)を回議します。訂正があれば、指摘願います。<br>確定後は区公式HPへ掲載します。 |